

「インターネットのサービス品質計測等の在り方に関する研究会」
報告書(案)等に対する御意見及びそれらに対する考え方

平成 27 年 7 月

「インターネットのサービス品質計測等の在り方に関する研究会」報告書(案)等
に対する意見募集で寄せられた御意見について

○ 意見募集期間:平成 27 年5月 21 日 ~ 平成 27 年6月 19 日

○ 提出意見総数: 12 者

(1)個人 8者

(2)法人・団体 4者

名称順	法人・団体意見提出者
1	株式会社NTTドコモ
2	ソフトバンクモバイル株式会社
3	一般社団法人テレコムサービス協会
4	UQコミュニケーションズ株式会社

報告書(案)に対する意見

頂いた御意見			御意見に対する本研究会の考え方	反映の有無
【意見 1】 総論として、報告書の内容に賛同。				
インターネットのサービス品質計測の一環として、「事業者中立的な実効速度の計測・公表等の在り方」について研究会で検討が進められ、報告書(案)およびガイドライン(案)としてまとめられたことに大いに賛同します。今後、実際にガイドラインが制定されて公平・公正な形で各事業者の実効速度等が公表され、事業者ごとのサービス品質が消費者にわかりやすく伝わるようになることを期待します。 【一般社団法人テレコムサービス協会】			本案に賛同の御意見として承ります。	なし(賛成意見のため)
頁	項目	頂いた御意見	御意見に対する本研究会の考え方	反映の有無
【意見 2】 無線 LAN 経由での計測について、報告書の内容に賛同。				
30 頁	第 3 章 8.	無線 LAN 経由での計測は、計測対象となるモバイルネットワークとルータの間の性能を正確に計測することができないことから、報告書案の内容に賛同します。 【UQコミュニケーションズ株式会社】	本案に賛同の御意見として承ります。	なし(賛成意見のため)
【意見 3】 バンド(周波数)によって速度は異なるので、バンド固定した上で、各バンド別にスループット測定するべきではないか。				
33 頁	第 4 章 1.(2)	携帯電話の在圏バンド(周波数)によって速度は異なるので、バンド固定したうえで、各バンド別にスループット測定するべきではないか。 【個人】	周波数を固定して各周波数別に実効速度を計測することは、キャリアアグリゲーション技術を用いた端末等では技術上困難であり、また、利用者の通常利用の状況を反映した実効速度を計測することが重要であるため、本案による計測が適当と考えます。	なし
【意見 4】 将来的な選択肢の一つとして、「一般ユーザによるアプリ計測」方式を検討すべき。				
33 頁	第 4 章 1.(1)	「一般ユーザによるアプリ計測」方式による計測が当面提供されないことについては、総務省案にも書かれているような理由もあり、やむを得ないものと考えます。ただ	本案に賛同の御意見として承ります。 なお、「一般ユーザによるアプリ計測」方式は、大量のサンプルを計測の際に確実に確保する仕組みに加え、計測ツ	なし

		<p>し、この方式であれば『大量の計測結果を低コストで得られる』と考えられますので、是非引き続き検討を継続し、将来的に提供されることを望みます。実現すれば、ビッグデータ・オープンデータの利活用の実例としても大いに評価できると思います。</p> <p>【一般社団法人テレコムサービス協会】</p> <p>個々の利用者が日々体感する実効速度を自ら認識できる環境作りが理想的である点にも留意し、利用者が自由に入手可能な一般的な速度測定のアプリケーションを活用することや、それらアプリケーションを活用したビッグデータを事業者が収集し、実効速度として公表すること等についても、将来的な選択肢の一つとして継続検討すべきと考えます。</p> <p>【ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>ールの一斉アップデート、ツールの不具合への問合せ対応等一般ユーザへの恒常的なサポート体制が必要となることから、当面は、実行に移すことが困難と考えますが、将来、より適切な計測手法等に向けた見直しを行う必要性が生じる場合には、総務省において、御意見を参考にすることが適当と考えます。</p>	
40 頁	第 4 章 2.(1)	<p>本計測に伴い増加するコストが利用者への直接的・間接的なコスト負担に影響し得ることも踏まえると、前述のとおり、既存の速度計測のためのアプリケーション等、既に利用者が活用可能なアプリケーションと併用する等により、コストの最小化を図っていくことも有用であると考えます。</p> <p>【ソフトバンクモバイル株式会社】</p>		
【意見 5】 本計測手法については、必要に応じて適宜見直しを検討すべき。				
33 頁	第 4 章 1.(1)	<p>本計測手法については、技術やサービスの進展動向、アプリケーションの開発・普及動向等を踏まえつつ、必要に応じて都度見直しを検討すべきと考えます。</p> <p>【ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>将来、より適切な計測手法及び利用者への情報提供手法(集計表示手法等)が提示される場合や、技術・事業環境の変化による対応が必要となる場合等、見直しを行う必要性が生じる場合には、総務省において、状況に即して必要な検討・手続を経て対応することが適当と考えます。</p>	なし
33 頁	第 4 章 1.(2) ①	<p>計測場所の選定については、「利用者の実態を反映する際のコストの観点から、人口が集中する場所の中から</p>		

		<p>選定することが効率的」とあるとおり、コスト効率性の観点から、今後の計測結果等を踏まえ対象都市数やメッシュ数を縮小する等の見直しが適宜必要と考えます。</p> <p>【ソフトバンクモバイル株式会社】</p>		
36 頁	第 4 章 1.(2) ②	<p>計測時間帯については、今後の計測結果等を踏まえて、計測時間帯の制限を緩和する、メッシュ区分毎における計測時間帯の差分を解消する等、コスト効率性の観点から適宜見直しが必要と考えます。</p> <p>【ソフトバンクモバイル株式会社】</p>		
40 頁	第 4 章 2.(1)	<p>第 1 章 1 項にも記述がある通り、第 4 世代無線通信システムにおいて今後規格値で 1Gbps のサービスが予定されています。</p> <p>このような更なる高スループット環境下において、今回規定されるガイドラインによる測定手法が測定結果の精度や計測サーバー維持管理の面で最適とならない可能性があるかと懸念しています。</p> <p>このため、現行のガイドラインの適用期間や今後の環境に応じたガイドラインの見直しについても明記する必要があるのではないかと考えています。</p> <p>【株式会社NTTドコモ】</p>		
【意見 6】 速度にかかる利用者からの苦情・相談の傾向等に応じ、事業者による実効速度計測の継続的实施有無について、今後、検証がなされるべき。				
33 頁	第 4 章 1.(1)	<p>速度にかかる利用者からの苦情・相談の傾向(苦情・相談数や内容の変化)、事業者による自社サービスの訴求ポイントの変化等、実効速度を取り巻く環境変化に応じ、事業者による実効速度計測の継続的实施有無については、時機を見て、今後検証がなされるべきと考えます。</p> <p>【ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>規格上の通信速度が訴求され、実効速度と乖離がある限り、継続的に実効速度を計測・表示し、利用者に対して適切に情報提供を行っていくことが必要であると考えます。</p> <p>なお、将来、より適切な計測手法及び利用者への情報提供手法(集計表示手法等)が提示される場合や、技術・事業環境の変化による対応が必要となる場合等、見直しを行う必要が生じる場合には、総務省において、状況に即して必</p>	なし

40 頁	第 4 章 2.(1)	<p>実効速度等の計測に当たっては、規格値と実効速度の乖離に伴う利用者の苦情・相談状況等を踏まえ、利用者が実効速度を把握できる環境を提供することに主眼を置くべきであると考えます。すなわち、同レベルの調査を翌年度以降も実施することを既定とはせず、利用者の苦情の推移(本取組による苦情削減効果)や市場の環境変化等に応じて、実施の規模、有無を判断すべきと考えます。</p> <p>【ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>要な検討・手続を経て対応することが適当と考えます。</p>	
【意見 7】 事業者が一日何ギガバイトで制限されるのか、また、制限された場合の通信速度も計測すべき。				
33 頁	第 4 章 1.(2)	<p>事業者が一日何ギガバイト数で制限されるのか、制限された場合の通信速度も計測で示さなければ透明性があるとは言えません。</p> <p>【個人】</p>	<p>今般の計測については、個々の契約に基づく一時的な速度制限状態を考慮することは、計測コストが増大すること等の理由から、通常時における実効速度を計測対象としています。</p>	なし
【意見 8】 計測のタイミングは、各事業者が任意に設定可能せず、利用者が一日の平均よりも多い時間帯で計測すべき。				
33 頁	第 4 章 1.(2) ⑥	<p>計測頻度で少なくとも1年に1回以上とし、計測のタイミングは、各事業者が任意に設定可能とする。</p> <p>非常に疑問に思います。意図的に深夜 4 時の一番利用者が少ない時間に計測が行われ、実態にそぐわない結果となり利用者が不利益を受けます。利用者が一日の平均よりも多い時間帯で計測した結果が実態にあっており利用者が求めている情報です。</p> <p>【個人】</p>	<p>本案(第 4 章 1.(2)②)のとおり、深夜帯は利用者実態を踏まえた計測時間から除くこととし、「オフィス街・繁華街メッシュ」は正午から午後6時、「住宅街メッシュ」は午後3時から午後9時の時間内に計測することとしています。</p>	なし
【意見 9】 事業者が事前に計測場所・計測時間を知り得ることができるのは問題。				
40 頁	第 4 章 2. (2) ②	<p>事業者が事前に計測場所・計測時間を知り得ることができるのは問題があると考えます。基地局アンテナのチルト角をリモート制御してピンポイントで品質を改善したり、3G を停波して LTE の周波数幅を一時的に増やすこと</p>	<p>本案に記載のとおり、計測場所を都度ランダムに選定することや、計測実施期間を設定することにより、通信事業者に対する、一定の事前対策抑止が可能になると考えます。</p> <p>また、本案に記載の実施プロセスの共通化を図ることに</p>	なし

		<p>で、実体とはかい離した速度を叩き出すことが可能であり、他のユーザーが迷惑をこうむることとなります。また、こういった不正が行われても第三者機関による検証が困難です。監督省庁の規制実施において事業者の自主性を尊重することは不適切です。それとも何かの利権でしょうか？</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>より、同事業者の中立性を確保しつつ、実施の持続可能性が確保され、また、利用者にとって有益な情報となる新端末の発表等にあわせた柔軟な計測の実施と結果の公表が可能になると考えます。</p>	
【意見 10】 本測定にかかる体制や運営方法については費用面と運用面双方のバランスを確保していくことが必要。				
41 頁	第 4 章 2.(3)	<p>品質計測にあたっては、事業者中立性を担保することも必要ですが、「共通実施機能」及び「確認機能」における運用ルールが煩雑となった場合、事業者に過度な負担が生じることも想定されます。増加するコストが利用者への直接的・間接的なコスト負担に影響し得ることも踏まえると、業界としてのコスト最小化の視点も重要であることから、本測定にかかる体制や運営方法については費用面と運用面双方のバランスを確保していくことが必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>本案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>本案では、通信事業者の柔軟な計測の実施、自主性の尊重及びその実施の適切性の確保をバランスをとって運用するために、「共通実施機能」及び「確認機能」を分離して運用する考え方を示したものです。</p>	なし
【意見 11】 事業者中立性を担保するための共通化プロセスの運用の下で、計測を実施することについて賛同。				
42 頁 48 頁	第 4 章 2.(3)、 第 5 章 2.	<p>弊社はスマートフォンを提供していないことから、モバイルルータ単独で計測する必要がありますが、報告書案記載のとおり、事業者中立性を担保するための共通化プロセスの運用のもとで、計測ツールの有線接続への対応が行われ次第、できる限り速やかに計測を実施する考えであることから、報告書案の内容に賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【UQコミュニケーションズ株式会社】</p>	<p>本案に賛同の御意見として承ります。</p>	なし（賛成意見のため）
【意見 12】 事業者等の自主的取組は今後も否定されるべきでない。				
43 頁	第 4 章 3.(1)	<p>サービス品質等の告知活動においては、これまでも事</p>	<p>各社各様の計測手法や情報提供手法が利用者にとって</p>	なし

		<p>業者の創意工夫により、利用者にわかりやすい情報の提供を行う等、適正な広告表示を心がけおり、業界としても、広告表示自主基準の改訂を適宜行い、環境変化等に応じた業界基準の整備と遵守に努めているところです。</p> <p>また、本検討の主眼とされているモバイル通信サービスの通信速度に関しては、当初規格値のみの訴求が中心であったところ、よりサービス内容をイメージしやすい実効速度値(対象エリア等、条件を明示したもの)をあわせて告知媒体に掲載する等、自主的な工夫を随時開始しているのに加え、民間の調査機関も頻繁に実効速度の調査結果を公表する等、従前より状況の変化が見られるところです。</p> <p>これについては、各社各様の計測方法や告知方法が利用者にとって分かりづらい等の指摘もされているところですが、過去の理論値のみの訴求と比較すれば利用者への周知内容・方法は改善されている側面もあり、また本計測方法による実効速度値が唯一絶対的に正しい数値であるとは言えないこと等から、こうした事業者等の自主的取組みは今後も否定されるべきではないと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>分かりづらい等の御指摘に対し、本案では、利用者が通信速度に関して、正確な情報に基づき契約可能となる環境整備を目指し、通信事業者共通の計測手法及び情報提供手法等を定めるものです。</p> <p>また、本案では、利用者に多様な情報を提供する観点から、本計測手法による結果に加え、通信事業者が自主的な取組として独自に追加的な場所や環境で計測した結果を、利用者に誤解を与えない形で表示することも可能としています。</p>	
<p>【意見 13】 報告書で記載のある表示方法等はあくまで例示にとどめ、事業者の創意工夫により、消費者へのより適切な情報提供手法が存在する場合には、それらの表示方法等についても否定されるべきでない。</p>				
43 頁	第 4 章 3.(1)	<p>計測結果の利用者への情報提供に関する基本的な考え方について、利用者が混乱しないための最低限のルール策定(例えば、最低限表示すべき事項)は必要ですが、報告書(案)で記載のある表示方法等(「箱ひげ図」や図4-5のイメージ等)はあくまで例示にとどめ、事業者の創</p>	<p>本案に記載のとおり、利用者が得られる実効速度に関する期待値を、より実態に即した形で伝えていく観点から、実証の結果や分析等で統計学的な一定の適切性も踏まえて活用した「箱ひげ図」の集計表示手法を採用することが現時点では最適と考えます。</p>	なし

		<p>意工夫により、消費者へのより適切な情報提供手法が存在する場合においては、それらの表示方法等についても否定されるべきでないと考えます。</p> <p>【ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>なお、本案に記載のとおり、将来、利用者にとって一層分かりやすく、かつ、統計学的にも適切な手法が提示される場合には、必要な検討等を経て、代替可能としています。</p> <p>また、計測結果の広告表示への適用方法の具体化・詳細検討は、本案図 4-5 を参照しつつ、電気通信サービス向上推進協議会で行うこととしています。</p>	
【意見 14】 自社に有利なプランでの計測結果を他の不利なプランで広告利用しないよう求める。				
43 頁 ～ 46 頁	第 4 章 3.	<p>NTT ドコモ殿はプランによる速度差がほとんどないと思われる一方、KDDI 殿は 3G/LTE 共用プランであるか VoLTE 対応 LTE 専用プランかどうか(また iPhone の設定がどちらになっているか)で差が出ると思われるほか、ソフトバンクグループに至ってはブランド毎に全く通信速度が異なると思われます。自社に有利なプランでの計測結果を他の不利なプランで広告利用しないよう求めます。</p> <p>【個人】</p>	<p>本案に記載のとおり、通信速度に差が生じると考えられる、対応周波数、通信規格、OS が異なる計測端末をそれぞれ計測することとしています。</p>	なし
【意見 15】 本計測手法による計測結果のスコープはどこまでか、スコープ外のプランにおける広告での扱いを設定することもガイドラインに盛り込むべき。				
43 頁 ～ 46 頁	第 4 章 3.	<p>本計測手法による計測結果は事業者の提供するすべてのプランにおいて有効ではないと思われるため、そのスコープはどこまでか、スコープ外のプランにおける広告での扱いを設定することもガイドライン中に盛り込むべきであると考えます。</p> <p>【個人】</p>	<p>利用者によるサービスや端末の選択に当たり、規格上の通信速度と実効速度の乖離が問題となるのは、主に高速通信サービスやそれに対応した端末の場合と考えられることから、高速通信に対応したスマートフォンやモバイルルータへの適用を優先することとし、通信速度に差が生じると考えられる、対応周波数、通信規格、OS が異なる計測端末をそれぞれ計測することとしています。</p>	なし
【意見 16】 「電気通信サービス向上推進協議会」において、広告表示に関し、十分に議論をしていく所存。				
45 頁	第 4 章 3.(3) ②	<p>これまでの広告媒体では、通信速度について(ベストエフォート等の注記はあるものの)理論上の最大速度が表示されるケースが見受けられました。しかし、実際には達成されることのない最大速度の数値は、多くの消費者に</p>	<p>本案に賛同の御意見として承ります。</p>	なし(賛成意見のため)

		<p>とってあまり意味のないものと感じられます。テレビ CM や紙面広告のような広告媒体では、通信速度を訴求または強調する場合には、本報告書(案)で提案されているような実効速度の表示を併記すべきと考えます。今後、詳細な検討が委託される「電気通信サービス向上推進協議会」で、十分に議論をしていく所存です。</p> <p>【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>		
【意見 17】 個々のサービスが、「高速化が進んだ通信サービスが新たに登場した場合」に該当するかについては、事前に判断基準を明確化しておくべき。				
45 頁	第 4 章 3.(3) ③	<p>個々のサービスが、本報告書(案)にある「高速化が進んだ通信サービス(新たな周波数帯域を利用する LTE や 4G 等)が新たに登場した場合」に該当するかについては、事業者によって解釈の相違が生じないよう、事前に判断基準を明確化しておくべきと考えます。本報告書(案)に規定されている趣旨は、新サービスについて、当初利用者が少ないことに起因して、実態と異なる実効速度表示を行うことで、利用者に誤った情報を伝達してしまうことを防ぐことにあることから、当該サービスが実効速度を訴求することで却って利用者に誤解を与えるものか否かという視点に立ち、個別に該当有無を判断すべきと考えます。</p> <p>【ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>「高速化が進んだ通信サービス(新たな周波数帯域を利用する LTE や 4G 等)が新たに登場した場合」とは、記載のとおり、現在利用されていない新たな周波数帯域を利用する LTE や 4G 等が用いられる場合であり、各通信事業者により適切に理解されるものと考えます。</p> <p>また、利用者の誤解を抑制する観点から、一定程度普及した段階で速やかに実効速度を計測し利用者に情報提供することが適当としており、それまでの間は、同事業者による実効速度に関するシミュレーション結果等をホームページに掲載する等により利用者のリテラシー向上に努めることが必要と考えます。</p>	なし
【意見 18】 テレコムサービス協会 MVNO 委員会では、ユーザ視点と MVNO の実状を踏まえ広告表示方法の検討をしてきたい。				
47 頁	第 5 章 2.	<p>テレコムサービス協会 MVNO 委員会では、電気通信サービス向上推進協議会での広告表示に関する検討に主体的に参加して、ユーザ視点と MVNO の実情を踏まえ広告表示方法の検討をしていきたいと考えます。</p> <p>実効速度の計測と広告表示については、MVNO に過度な負担とならないよう、MVNO 育成と消費者保護との節</p>	<p>本案に賛同の御意見として承ります。</p>	なし(賛成意見のため)

		<p>度あるバランスに配慮することが健全なモバイル市場形成に不可欠であると考えます。</p> <p>【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>		
【意見 19】 MVNO においても、MNO と同等のルール適用を行うこととして、両者に優先度の差をつけるべきでない。				
47 頁、 48 頁	第 5 章 2.	<p>本計測は利用者保護の観点からわかりやすく広告表示することを目的としたものであることから、MNO と MVNO を別整理とする合理的根拠はありません。また、公正競争の観点からも、事業者毎に差異を設けることは望ましくありません。従いまして、MVNO が速度訴求を実施する場合においても、MNO と同等のルール適用(計測や表示の実施)を行うこととして、両者に優先度の差をつけるべきでないと考えます。</p> <p>【ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>本案に記載のとおり、本計測手法は、全ての移動系通信事業者に適用可能なものです。このうち、利用者の大半を占め、かつ MVNO のサービスインフラ基盤ともなる MNO を、まずは優先することが適当と考えます。</p> <p>なお、MVNO については、電気通信サービス向上推進協会における、広告表示への適用方法の詳細検討等の中で、MNO の計測結果の活用や MNO との同時期の広告への適用の可能性を含め検討することが適当としています。</p>	なし
		<p>本計測の広告適用の優先対象は MNO であるとのことだが、KDDI は UQ の MVNO として、SBM は WCP の MVNO としてサービスを行っており、計測結果の少なくない割合を MVNO 回線が占めると思われるため、この区分けは不適切ではないか。</p> <p>【個人】</p>		

ガイドライン(案)に対する意見

頂いた御意見			御意見に対する総務省の考え方	反映の有無
【意見 1】 総論として、報告書の内容に賛同。				
<p>インターネットのサービス品質計測の一環として、「事業者中立的な実効速度の計測・公表等の在り方」について研究会で検討が進められ、報告書(案)およびガイドライン(案)としてまとめられたことに大いに賛同します。今後、実際にガイドラインが制定されて公平・公正な形で各事業者の実効速度等が公表され、事業者ごとのサービス品質が消費者にわかりやすく伝わるようになることを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>			<p>本案に賛同の御意見として承ります。</p>	<p>なし(賛成意見のため)</p>
【意見 2】 BWA 事業者も MNO であるため、本ガイドラインに従うべき。				
<p>今回のガイドライン策定にあたって主にヒアリングを行っているのは NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイルのいわゆる 3 大キャリアと把握しておりますが、UQ コミュニケーションズ及びワイヤレスシティプランニングといった BWA 事業者も MNO であるため、本ガイドラインに従うべきかと思われませんが、間違えないでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>			<p>本計測手法は、全ての移動系通信事業者に適用可能なものです。このうち、利用者の大半にサービスを提供し、かつ MVNO のサービスインフラ基盤ともなり、利用者の契約に直結する MNO を、まずは優先することが適当と考えます。これに該当する BWA 事業者については、原則、本案の優先適用の対象と考えます。</p>	<p>なし</p>
頁	項目	頂いた御意見	御意見に対する総務省の考え方	反映の有無
【意見 3】 通信事業者が「意図的に」速度測定サイトに対して制限を外している場合があり、必ずしも速度測定値がネットワークサービスに正確に反映されない旨を明記すべき。				
7 頁 ～ 9 頁	4 (3)	<p>計測結果を利用者に情報提供するための具体的手法 昨今のネットワーク機器にあつては、通信相手先又はネットワークサービス別に帯域制御が可能であり、かつ特定の通信事業者にあつては現在も実施していることから、通信事業者が「意図的に」速度測定サイトに対して制限を外している場合</p>	<p>御指摘のような「通信事業者が『意図的に』速度測定サイトに対して制限を外」すことについては、帯域制御に関する行動指針として事業者団体が自主的に策定した「帯域制御の運用基準に関するガイドライン」において認められていません。</p>	<p>なし</p>

		<p>があり、必ずしも速度測定値がネットワークサービスに正確に反映されない旨を明記すべき。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>加えて、電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的ではないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあると認められる場合は、総務大臣は、電気通信事業者に対し、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる旨法令上規定されており、御指摘のような帯域制御を行うことは業務改善命令の対象となる場合があります。</p>	
<p>【意見 4】 MVNO においても同内容、同時期での本ガイドライン適用がされるべき。また、本ガイドラインに基づく実効速度計測の実施及び計測結果の公表の対応が取れない場合は、速度にかかる広告訴求は実施すべきでない。</p>				
10 頁	5. (2)	<p>本報告書において、MVNO についても同計測手法・ガイドラインの適用について言及しているものの、MNO を優先して実施し、MVNO については時期の言及がない記載となっております。</p> <p>本研究会における計測の実施については、報告書第 1 章 2.にあるとおり「利用者が正確な情報に基づき契約が可能となる環境を整備する」という消費者保護を目的とした取組であることから、MVNO においても同内容、同時期での本ガイドライン適用がされるべきと考えます。</p> <p>また、本ガイドラインに基づく実効速度計測の実施及び計測結果の公表の対応が取れない場合は、速度にかかる広告訴求は実施すべきではないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>本案に記載のとおり、本計測手法は、全ての移動系通信事業者に適用可能なものです。このうち、利用者の大半を占め、かつ MVNO のサービスインフラ基盤ともなる MNO を、まずは優先することが適当と考えます。</p> <p>なお、MVNO については、電気通信サービス向上推進協議会における、広告表示への適用方法の詳細検討等の中で、MNO の計測結果の活用や MNO との同時期の広告への適用の可能性を含め検討することが適当としています。</p>	なし
10 頁、 11 頁	5.(2)	<p>本ガイドラインの優先対象として MNO を優先すべきとの結論について、強く反対します。接続型 MVNO は MNO との POI でボトルネックが発生するという特殊性があるため、MNO の計測結果をそのまま流用することはできず、その速度については消費者の大きな関心事となっております。MNO が「利用者の大半を占め」ることを優先理由として挙げていますが、</p>		

		<p>MVNO 市場は現在急成長しています。広告が既存契約者ではなく新規契約者に向けて行われることを考えれば、接続型 MVNO にも広告表示に関する対応を優先させる必要があります。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
【意見 5】 事業者中立性を担保するための共通化プロセスの運用のもとで、計測を実施することについて賛同。				
10 頁	5.(2)	<p>弊社はスマートフォンを提供していないことから、モバイルルータ単独で計測する必要がありますが、報告書案 42 頁に記載のとおり、事業者中立性を担保するための共通化プロセスの運用のもとで、計測ツールの有線接続への対応が行われ次第、ガイドラインに基づき、できる限り速やかに計測を実施する考えであることから、ガイドラインの内容に賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【UQコミュニケーションズ株式会社】</p>	<p>本案に賛同の御意見として承ります。</p>	<p>なし(賛成意見のため)</p>
【意見 6】 通信速度を訴求しないサービスには、通信速度に関与しないネットワーク指標の確認方法があることから、恣意的に測定を忌避すべきでない。				
10 頁、11 頁	5.(2)	<p>優先して対応すべき対象等に関して</p> <p>「MVNO の広告表示における実効速度の表示方法については、通信速度を訴求しないサービスがある状況等も踏まえ、」とあるが、通信速度に関与しないネットワーク指標の確認方法があることから、恣意的に測定を忌避するのではなく、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通信速度を訴求するサービスについては MNO と同様な表示を行い ・ 通信速度を訴求しないサービスについては通信速度を掲示しない(例えば通信速度に依存しない ping 応答時間等)のネットワーク性能により測定を可及的速やかに実施すべき。 <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本案では、通信速度に関して、利用者に分かりやすく情報提供することを目的としているため、ping 応答時間等のネットワーク性能の指標ではなく、実効速度について、通信事業者共通の計測手法及び情報提供手法等を定めるものです。</p> <p>なお、MVNO については、電気通信サービス向上推進協議会における、広告表示への適用方法の詳細検討等の中で、MNO の計測結果の活用や MNO との同時期の広告への適用の可能性を含め検討することが適当としています。</p>	<p>なし</p>